

厚生労働科学研究費補助金(地域医療基盤開発推進研究事業)  
「地域の実情に応じた医療提供体制の構築を推進するための政策研究」  
分担研究報告書(令和6年度)

多様な地域における医療機能の分化・連携を推進するための分析及び方向性の提案  
(感染症企画班)

研究分担者 千葉大学医学部附属病院 次世代医療構想センター 佐藤 大介  
研究分担者 奈良県立医科大学 医学部医学科 公衆衛生学 野田 龍也  
研究分担者 奈良県立医科大学 医学部医学科 公衆衛生学 西岡 祐一  
研究代表者 奈良県立医科大学 医学部医学科 公衆衛生学 今村 知明

研究要旨

本研究は、第8次医療計画における新型コロナウイルス感染症を含む新興感染症の感染拡大時の医療提供体制に関するあり方を検討し、医療計画の中間見直しに資する論点整理を目的とする。令和3年の医療法改正により、医療計画に「新興感染症発生・まん延時における医療」が新たな事業として位置付けられたことを受け、都道府県および医療現場が実効的に活用可能な指針や評価指標の見直しが求められている。

本研究では、協定医療機関の役割、医療連携体制、訓練計画、病床・人員の確保、BCP、自宅療養の基準等、多岐にわたるテーマを設定し、専門家との協議と現場の知見をもとに検討を行った。その結果、①協定締結から訓練重視への転換、②病床確保における人的資源(特に看護師数)の明記、③自宅療養の導入基準の明確化が重要な論点として抽出された。さらに、HER-SYS や G-MIS など既存データの指標化の必要性や、災害対応と感染症対応の統合訓練の有効性も指摘された。

研究協

協力研究者

吉村健佑	千葉大学医学部附属病院 次世代医療構想センター
齋藤智也	国立感染症研究所 感染症危機管理研究センター・センター長
田辺正樹	三重大学医学部附属病院・感染制御部
高山義浩	沖縄県立中部病院感染症内科・地域ケア科 副部長
櫻井 滋	日本環境感染学会、東八幡平病院
馳 亮太	成田赤十字病院感染症科部長
守川義信	青森県 健康医療福祉部 部長

本研究は、令和6年度からの第8次医療計画における新型コロナウイルス感染症を含む新興感染症の感染拡大時における医療のあり方について、医療計画の中間見直しに向けた論点整理に資する研究を行う。新型コロナウイルス感染症を含む新興感染症の感染拡大時における医療のあり方については、令和2年12月15日「医療計画の見直しに関する検討会」において、医療計画への「新興感染症発生・まん延時における医療」を医療計画の記載事項として位置付けることが適当とされ、令和3年の通常国会で成立した改正医療法において新興感染症発生・まん延時における医療提供体制の確保に関する事項が医療計画の6つ目の事業に位置付

A. 研究目的

けられた。この事項における具体的な記載項目や医療計画の推進体制等、政策上必要となる指標、既存事業への感染症対策関連指標が策定されたところであるが、その後都道府県や医療現場が運用可能、かつ実効性のある指針および指標例についての見直しに関する検討を行い、論点を整理することを目的とした。

## B. 研究方法

令和6年度研究においては、これまでの議論の経緯および医療計画の指針ならびに指標例に基づき、下記の論点について、研究協力者である専門家と協議を行い、国、地域、医療現場の知見から課題を抽出した。また、第8次医療計画の中間見直しに向けた議論のテーマとして下記を設定した。

### 1. 医療計画指針について

(1) 医療提供体制および医療連携ならびに協定医療機関について見直しは必要か。

例1) 新興感染症患者の入院・外来診療・検査を受け入れる医療機関の要件について

例2) 都道府県による患者の療養先の振り分けや入院調整、情報共有について

例3) 周産期、小児、精神疾患を有する患者、透析患者への対応について

(2) 協定を締結する医療機関以外の役割についてどう考えるか。

### 2. 評価指標例について

(1) 最新の知見や都道府県の策定状況に基づき、都道府県が設定可能な指標例はあるか。あるいは既存の指標例の中で、見直した方がよい指標例はあるか。

(2) レセプトやHER-SYS等から算出できる指標例はあるか。(感染症対策向上加算1～3) 既存のデータソースを収集・指標策定ができる項目があるか。

(3) 他の関連研究から参考にできる指標はあるか。

(倫理面への配慮)

本研究では個人情報や動物愛護に関わる調査・実験は行わない。研究の遂行に当たっては、各種法令や「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」を含めた各種倫理指針等を遵守する。また、厚生労働省医政局を始めとする関係各所の定めた規定・指針等を遵守し、必要な申請を行う。また、実施にあたっては、奈良県立医科大学医の倫理審査委員会の許可を得た。

## C. 研究結果

令和7年2月17日(月)に班会議をハイブリッド形式にて研究方法に基づいて実施した結果、下記の課題と論点を得た。

### 1. 「協定締結」から「訓練」へのフェーズへ

・現行の指針における「訓練」が災害に近い趣旨となっている。

・現在、国の方でも検討が進んでいるところであるが、災害と感染症の訓練は統合した方がよい。

さらには検疫や観光業(クルーズ船含む)等とも合同で訓練を行う等、横ぐしを通した訓練計画を求めているかどうか。

・また、訓練においては、地域における病院の業務プロセスに合わせる必要があることから、日常からのOJTに組み込むことが必要ではないか。

### 2. 確保病床数について

・病床の確保には休床が含まれているのが実状である。看護師の確保人数も加え、併記する形としてはどうか。「何人の感染症患者」を「何人で」診るのか。という視点は地方ほど重要である。

・上記の指標を基に、有事においては全国や各都道府県から看護師やコメディカルの応援体制や、施設基準等の緩和についても必要ではないか。

・確保病床数についてはICUおよびICUの勤務経験を有する医師・看護師数が重要ではないか。

### 3. BCPについて

・感染症と一般診療のバランスをどう図るかという観点からBCPは重要な事項である

・BCPについては、ALL Hazard型を想定し、一元

化し、訓練計画へ反映することを求めているか。

#### 4. 自宅療養について

- ・新興感染症による感染拡大において、自宅療養をどの時点で認めるか。自宅療養を可と切り替える基準を明記させてはどうか。
- ・新興感染症の入院患者の在院日数を短縮すれば、その分多くの新規入院患者を受け入れることができる。当時は退院させることができず病床がひっ迫した。
- ・自宅療養を認める基準については、新興感染症が新型インフルエンザに指定されるか、指定感染症となるか等が挙げられるのではないか。
- ・ただし、2025年初頭では既存感染症が第8波に相当するほどひっ迫したが、都道府県は何も動きはなく、自宅療養は発動されなかった。

#### 5. その他

- ・有事および有事を想定した訓練において、都道府県による入院調整等について、発動する基準および訓練計画について定める必要があるのではないか。

### D. 考察

本研究は、第8次医療計画における新型コロナウイルス感染症を含む新興感染症の感染拡大時における医療のあり方を対象に、医療計画指針の記載項目および推進体制ならびに評価指標例について、都道府県や医療現場が運用可能、かつ実効性のある医療計画となるために、その中間見直しに向けた論点を整理することを目的とした。

検討の結果、次の3点が論点として重要であることが示唆された。

第一に、第8次医療計画における新型コロナウイルス感染症を含む新興感染症の感染拡大時における医療のあり方は、協定締結から訓練へのフェーズへ進んでいることを踏まえて見直しを行う必要があることである。第8次医療計画の策定時において都道府県における医療機関との協定は締結されたものの、その実行が問われる。そのた

めには平時から新興感染症の感染拡大を想定した訓練を実施することが必要であることから、自然災害等を想定した訓練との統合や、都道府県内の横ぐしの連携を強化するために観光局や検疫等といった、新興感染症の感染拡大時に重要な役割を果たす機能との合同訓練計画等が重要であることが示唆された。

第二に、新興感染症の感染拡大に備えた病床の確保には休床が含まれているのが実状である点である。休床はスペースとして確保はできても、新興感染症の入院患者を受け入れるためには看護師の確保が必要不可欠であることから、中間見直しの指標に「看護師数」も加え、病床数と併記する形が望ましい。その趣旨を端的に表現すれば「何人の感染症患者」を「何人で」診るのか。と言える。こうした視点は地方ほど重要である。

第三に、新興感染症による感染拡大時に自宅療養をどの時点で認めるか、について計画上明記しているかどうかである。限られた医療資源でより多くの新興感染症の患者を受け入れるためには、在院日数を短くし回転率を高める必要がある。先般の新型コロナウイルスの感染拡大時においても、自宅療養を認めることで病床が回るようになった経験がある。新興感染症の感染拡大時に自宅療養を可と切り替える基準および施設基準等を緩和できる計画について、都道府県が医療計画に記載することが考えられる。

また、新興感染症の感染拡大時において取り組まれた臨時医療施設の在り方については、新型インフルエンザ等対策特別措置法等との動向とも関連することから、検討が必要な事項である。

### E. 結論

医療計画の中間見直しに向けて、指針で定められている協定から平時における訓練へフェーズが移行していることや、HER-SYS や G-MIS 等の既存のデータを活用した指標の設定等、さらなる課題の考察に基づく論点整理が必要である。

### F. 健康危険情報

なし

## G. 研究発表

1. 論文発表

2. 学会発表

## H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし